「環境報告ガイドライン 2007 年度版 (案)」(中間報告)に関する意見募集の実施結果について

- 1.意見募集方法の概要について
- (1)意見募集の周知方法
 - ・ 環境省ホームページ上に掲載
 - ・ 記者発表
 - ・資料の配布
- (2)意見募集期間

平成19年4月5日(木)~平成19年4月25日(水)

- (3)意見提出方法 郵送、ファックス又は電子メール
- (4)意見提出先 環境省総合環境政策局環境経済課
- 2.意見募集の結果について
 - 48通(111件)

[内訳] 民間企業関係2 7通個人8通自然保護等 NPO 関係5通団体関係4通学術研究機関関係3通地方公共団体関係1通

3. 意見の概要及び意見に対する対応の考え方について 別紙の通り

「環境報告ガイドライン 2007 年度版 (案)-中間報告-」に関する意見募集の実施結果について

ご意見の概要及びご意見に対する対応の考え方(案)

| 1 | | | ご意見の概要 | 対応の考え方 | 件数 |
|---|----------|------------------|---|---|----|
| ' | ガイドライン全体 | 本ガイドラインのタイ トル | 「環境報告ガイドライン」への名称変更の意義は何か。 「環境報告ガイドライン」は不適。「環境報告書ガイドライン」とする。一読したところ「環境報告書」作成のためのノウハウ集(=環境報告書ガイドライン)のように思える。 | 「環境報告ガイドライン」への名称変更理由については、序章等にて説明しているが、ご指摘を踏まえ説明を追加する。 | 2 |
| 2 | | 全般にわたって | 準拠の基準を明確にする。 | 「序章」の「3 . 創意工夫の勧め~特色ある環境報告 を~」に記載している。 | 1 |
| 3 | はじめに | P1 はじめに26行目 | 記述内容に疑問がある。「特に、金融機関をはじめ、… 企業評価ツールとして環境報告書が有用であると考え られます」と、環境報告書の普及で最大のメリットを享受 するステークホルダーが金融機関であるかのような記 述には違和感がある。 | ご意見として参考にさせていただくが、「(はじめに)」の上記パラグラフで、まず社会(マルチステークホルダー)への説明責任やコミュニケーションについて述べており、この文脈から金融機関だけを重視しているとは読み取れないと考える。 | 1 |

|序草

| 番号 | 対象項目 | 対象箇所 | ご意見の概要 | 対応の考え方 | 件数 |
|----|------|--|--|--|----|
| 4 | | P3 本文下から2行目 「1.ガイドラインの目 的と内容」 | 記述内容に疑問がある。本ガイドラインでは環境報告書に創意工夫と信頼性の両面を求めているが、創意工夫や重要性の判断を作成者に任せきることは、パンフレット的色彩を強くして、いわゆる信頼性と背反関係に陥る懸念がある。 特に「環境保全上の支障が生じるか否か科学的に証明されていないものも含め…積極的に記載していくことが必要です」の記述は、削除することが望ましい。 | 予防的取組方策の考え方に則り、「環境保全上の支障が生じるか否か科学的に証明されていないものも含め積極的に記載していくことが必要です」の記述は重要だと考えるが、ご指摘を踏まえ「1.ガイドラインの目的と内容」の最終パラグラフを修文する。 | 1 |
| 5 | 序章 | P5 本文下から5行目 創意工夫の勧め | 「何らかの形で明示」を「対照表など、何らかの形で明示」にする。 | 比較表等についてはBI-2-1の【情報記載にあたっての留意点】に記述している。「対照表」については創意工夫の範疇であり、事業者の判断に委ねることと考えている。検討会で十分議論した結果、現在の記述になっている。 | 1 |

| 番号 | 対象項目 | 対象箇所 | ご意見の概要 | 対応の考え方 | 件数 |
|-----|-------------------------------|-------------------------------------|--|---|----|
| 6 | | P8 序章-4:ISO10463 | 「環境コミュニケーション」の和訳定義は難解なイメージを与える。もう少々平易な定義が必要ではないか。 | ご指摘を踏まえ環境コミュニケーションの説明を修文する。 | 1 |
| 7 | | P9 既存ガイドライン等と の関係図 | フロー図について、既存ガイドラインとの関係性の視点 から文章で説明する。 | 既存のガイドラインについては、序章「4.既存ガイドライン等との関係」に説明をしている。本関係図は既存のガイドライン等を一覧するものとしてご活用いただきたい。 | 1 |
| 第1章 | 団 環境報告書とは何 | 可か | | | • |
| 番号 | 対象項目 | 対象箇所 | ご意見の概要 | 対応の考え方 | 件数 |
| 8 | 1.環境報告書の定義 と環境報告ガイドライ ン | P10 解説1の6-8行目:環 境報告書の名称 | 「CSR報告書」が「環境報告書」に含まれるという考え方は、一般的ではないと思われる。したがって、「環境報告書」に含まれますは不適。『「環境報告書」とみなします』にする。 | ご指摘を踏まえ修文する。 | 1 |
| 9 | | P10 解説3環境報告の定 期的公表・報告の2 行目 | 株主にとって株主総会で報告書が配布されることがふ さわしい時期なのか。 | 環境報告書の作成・公表は事業年度・営業年度にあわせて行うことが期待される。株主総会は一例であり、環境報告書の作成・公表の時期は事業者が自主的に判断し、ステークホルダーへの情報提供として適切な時期までに行うことが必要と考えられる。 | 1 |
| 10 | 3.環境報告書における環境報告 | | 重要性は独立させるべき。重要性は信頼性項目の一部でいいのか? 重要性が確保されていれば信頼性があるのではなく、重要性を基準として他の尺度を定めるべき。 「目的適合性」、「信頼性」のいずれにおいても、その実現のために「重要性」の確保が必要とされている。両者で使われている「重要性」という言葉は、同じ概念を表しているのか分かり難い。 | 「信頼性」の要素としての「重要性」は、正確には「重要な情報の網羅性」を意味するため、第1章「3.環境報告書における環境報告の一般的報告原則」の「目的適合性」と「信頼性」を修文する。 | 2 |
| 11 | | P14 目的適合性 解説 3段落目 | 今回の改訂での重要な点のひとつである、情報の「重要性」について「ステークホルダーの関与結果等を参考にして、ステークホルダーの意思決定や判断に影響を与える大きさから決定する」とあるが、より具体的かつ実務的な説明が必要と考えられる。その直後には「29項目の記載事項はすべての事業者に共通して重要性 | 本ガイドラインでは、全ての事業者に共通して記載することが重要と考えられる29項目を示している。これらの29項目に加えて、事業者が業種・業態、規模、環境負荷の状況およびステークホルダーとの関係等を勘案して、重要と考えられる項目を記載するという考え方である。 | 1 |

| 番号 | 対象項目 | 対象箇所 | ご意見の概要 | 対応の考え方 | 件数 |
|----|-------------------|--|---|---|----|
| | | | があると考えられる」とあり、文脈の一貫性に欠ける。また本ガイドラインP.20には「重要な項目の考え方」が示さ | | |
| | | | れているが、ここもやや具体性に欠ける。 | | |
| 12 | | P14 目的適合性 解説 最後の文: | 「後発事象」の文言があるために「発行時期が遅くなったら、最新情報に記載すればいい」という判断を招き、たとえば2006年度の報告書中に2007年度の施策が混 | ご意見として参考にさせていただ〈が、「後発事象」に ついては、参考資料の「用語解説」にて解説している とおり、報告書の公表を遅らせることを意図したもの | 1 |
| | | 環境に関わる後発事 象についても記載 | じって、読者にとって不便きわまりない現実があります。 これらの文言を削除し、2006年度の報告は2006年度版 に記載させ、アニュアルレポートと同じ時期に発行され るよう改善すべきです。もし後発の最新事象があれば、 | ではない。報告時期については、上記の「対応の考え方」を参照されたい。 | |
| | | | 冊子にいれるのではな〈インターネットで報告するよう求めるべきです。 | | |
| 13 | | P16 比較容易性 | 現状、企業によって異なる基準(測定方法、範囲、期間など)を用いて報告されており、他社との比較検討がしにくい。様々な尺度に対し、原則論を適用し、例外規定によって企業の独自性を示すべき。 | ご意見として参考にさせていただく。 環境報告書を有効に活用するためには、比較が容易 であることが望ましいと考えており、その趣旨を解説 している。 | 4 |
| 14 | | P16 比較容易性 | 「比較結果で著しい増減については、その理由説明」を 追加してはどうか。 | ご指摘を踏まえ修文する。 | 1 |
| 15 | | P16 比較容易性 | 比較のためのベースとなる数字の記載だけでなく、事業者独自の取り組み内容、差異の理由等についても記載できることが望ましい。 | ご指摘を踏まえ修文する。 | 1 |
| 16 | 4.環境報告書の基本 的要件 | P17 解説8行目~18行目 環境報告書の基本 的要件 対象組織の明確 化 | 環境報告書の現状では、掲載項目ごとに対象組織が異なっており、しかもその理由が明確に記載されていない例が多く見られる。対象組織については読み手が理解しやすいような規則性をもたせるとともに、掲載項目ごとに対象組織の範囲が異なる場合は、その理由を明示することがもっと奨励されるべきだと考える。 | り、「4.環境報告書の基本的要件」「対象組織の明確化」3パラグラフ目にて記載しているが、ご指摘を | 1 |
| 17 | | P18 「対象期間の明確 化」ケイ囲み | 「で」のダブリ、トル。 | ご指摘の通り修文する。 | 1 |

| 番号 | 対象項目 | 対象箇所 | ご意見の概要 | 対応の考え方 | 件数 |
|----|------------|----------------------|---|---|----|
| 18 | | P18 | 解説本文1行目「環境報告書の対象期間は」から9行 | 報告の対象期間以外の記載については、事業者の | 1 |
| | | 解説1行目~9行目 | 目「…望まれます。」までを、もっと強調してほしい。 | 判断に委ねるものと考える。 | |
| | | 環境報告書の基本 | | | |
| | | 的要件 | | | |
| | | 対象期間の明確 | | | |
| | | 化 240 | | | 1 |
| 19 | | P19 | タイトルの「対象分野の明確化」とケイ囲みの「環境報 | ご指摘を踏まえ、対象分野を明確にすることを追加す | 1 |
| | | 「対象分野の明確 | 告書で対象とする内容の分野を明確に定義することが | ి కే. | |
| | | 化」ケイ囲み | 必要です」は、解説本文の主旨である「報告対象分野 | | |
| | 「四年却失事の江田 | D00 00 | の社会的責任への拡大」を言い表してはいない。 | | 1 |
| 20 | 5.環境報告書の活用 | | ステークホルダー個々の解説において、「行政」につい | ご指摘を踏まえ「行政」について簡潔に修文する。 | ' |
| | にあたっての留意点 | 環境報告書のステ ークホルダー | ての説明文が長すぎ、その重要性を考えると、バランス | | |
| | | 一クがルター | が不適切。「顧客」「株主~」などの重要なステークホル | | |
| | | P20 ~ 22 | ダーについて、さらにコメントするなどの対応を。 | ず辛日 レーア会老にさせていただ/ | 1 |
| 21 | | P20~22 環境報告書のステ | 想定されるステークホルダーを列挙しているが、環境問 題の当該者である「地球環境」という考え方を入れてみ | ご意見として参考にさせていただ〈。 | ' |
| | | 環境報告書のステ ークホルダー | 超の当該省である「地球環境」という考え方を八れてみ てはどうだろうか。 | | |
| | | P20 | こはこうにってか。 読み手として一部ステークホルダーに限定した環境報 | │ │ 本ガイドラインでは、全ての事業者にとって重要と考 | 1 |
| 22 | | P20 環境報告書のステ | 読み子として一部ステークホルターに限定した環境報 告書の作成を許容するのかしないのかについて、立場 | 本ガイドブイブでは、主ての事業者にとりで重要と考 えられる29項目を示しており、これらの項目について | ' |
| | | 環境報点音のスプ ークホルダー | 白書の下版を計台するのがしないのがについて、立場 を明確にすべき。今般、網羅性を削除したことは、これ | は記載しない場合は理由を書くこととしている。また、 | |
| | | ークホルター 第2段落 | を明確にすべる。ラ版、網羅住を削除したことは、とれ | この29項目に加えて、業種・業態、規模、環境負荷の | |
| | | 772+X/G | でいる。 一方で、5分野29項目の内、記載しない項目がある場 | 状況をはじめ、ステークホルダーにとって重要な情報 | |
| | | | 合、記載しない理由の記述を求めているが、過大な負 | を網羅して記載することを意図している。 | |
| | | | 一荷を与えている印象がある。 | | |
| 23 | | P22 | 従業員というステークホルダーを重視する企業が多 | 「 環境報告書のステークホルダー」P20の最後 | 1 |
| 25 | | · 本文8行目~11行目 | いという実態から、従業員の位置を「取引先」の次 | の部分に「(ただし、順不同)」と記載しているように、 | |
| | | 環境報告書のステ | (P.21)とする。 | ガイドラインとしてはステークホルダーの序列を規定 | |
| | | ークホルダー | 「社員」とは、一般には会社の従業員を指すが、法的 | するものではないが、ご指摘を踏まえ順序を変更す | |
| | | 社員・従業員及び | には出資者(株主など)を意味する場合もあるため、「従 | ã. | |
| | | その家族 | 業員」へ変更すべき。また「家族」については従業員に | 及び ご指摘のとおり「社員」を「従業員」に変更 | |
| | | | 付随する存在として本文で述べることが望ましい。 | し、かつご指摘を踏まえ修文する。 | |

| 番号 | 対象項目 | 対象箇所 | ご意見の概要 | 対応の考え方 | 件数 |
|-----|-------------------|------------------|-----------------------------|-----------------------------|----|
| | | | 従業員全員が自社の環境方針・環境活動についてす | | |
| | | | べてを把握することが難しいという実態があるため、従 | | |
| | | | 業員に活動を周知させる内容に文章を変更してほし | | |
| | | | U 1₀ | | |
| 第2章 | 団 環境報告の記載項 | 頁目の枠組み | | | |
| 番号 | 対象項目 | 対象箇所 | ご意見の概要 | 対応の考え方 | 件数 |
| 24 | 第2章全体 | 第2章全体 | 「環境報告」に「(5)社会的取組の状況」が含まれる理由 | 本ガイドラインでは、環境報告書に記載する環境報 | 1 |
| | | | を明示していただきたい。 | 告は社会的項目を加えて 5 分野 29 項目としていま | |
| | | | | す。「環境報告書」をサステナビリティ報告書や CSR | |
| | | | | 報告書などという名称に読み替えても使えるようにし | |
| | | | | ています。 | |
| 第3章 | 正 環境報告における | る個別の情報・指標 | | | |
| 番号 | 対象項目 | 対象箇所 | ご意見の概要 | 対応の考え方 | 件数 |
| 25 | BI-2-1:報告の対象組 | P34 | 「オ、作成部署及び連絡先」とは別枠できちんと意見交 | ご指摘の「意見交換できる場」については MP-10(環 | 1 |
| | 織·期間·分野 | (1)記載する情報・ | 換できる場を設けることが、今後のステークホルダーと | 境コミュニケーション)の(2)に記載しているが、その | |
| | | 指標 | の協働作業に繋がると考えるので、フィードバックツー | 趣旨がより明確になるよう、ご指摘を踏まえ修文す | |
| | | | ルの記述を追加すべき。 | る。 | |
| 26 | | P35 | 既に発行している報告書のうち電子メールアドレスを記 | ステークホルダーとの連絡方法には様々なものがあ | 1 |
| | | 留意点() | 載しているところが少ない。電子メールは双方向の意見 | るが、電子メールアドレスは既に記載している。環境 | |
| | | 連絡先には、電話番 | 交換が可能で、まさにステークホルダーとのコミュニケ | 報告書にどのような連絡方法を記載するかは、事業 | |
| | | 号、FAX番号、電子 | ーションを手軽に実践できる手段である。電子メールア | 者の自主的な判断に委ねている。 | |
| | | メールアドレス等も | ドレスの記載を特に強調していただきたい。 | | |
| | | 記載します | | | |
| 27 | BI-2-2∶報告対象組織 | P37 | 6行目「しかし~、連結決算対象組織の特定の範囲で | 「大半」の考え方は、事業者が業種・業態、規模、事 | 1 |
| | の範囲と環境負荷の | 本文上から3行目 | 環境負荷の大半が補足出来る場合~」における「大半」 | 業活動の範囲、環境負荷の状況等を勘案して自主的 | |
| | 捕捉状況 | | の趣旨、具体的方法又は範囲(基準(例えば、概ね× | に決定するものと考える。 | |
| | | | ××%))をより詳細に説明されたい。 | | |
| 28 | | P37 | 子会社へ含める区分が不明瞭である。子会社という表 | | 1 |
| | | 本文下から3行目 | 現ではなく、連結対象企業などのより具体的な表現とす | が、ご指摘を踏まえ「連結決算対象組織」に変更す | |
| | | | べきである。 | る。 | |

| 番号 | 対象項目 | 対象箇所 | ご意見の概要 | 対応の考え方 | 件数 |
|----|----------------------------|--|---|---|----|
| 29 | BI-3∶事業の概況(経 営指標を含む) | P38 (1)記載する情報・ 指標 ウ、売上高又は生産 額 | 経年推移を開示することにより、経営の方向性や環境・ 社会活動と平行して理解できるようになるため、経年報 告を必須項目としてほしい。 | 「【情報記載にあたっての留意点】」にその旨記載している。 | 1 |
| 30 | | P38 (2)記載することが 期待される情報·指 標 =>全体的な経営方 針等 | 全体的な経営方針が「環境」なのか「サステナビリティ」 なのか、どちらの方向に進んでいくべきか、しっかりした 方針を開示する。 | 「全体的な経営方針」は事業活動における経営方針を意味している。「環境経営の方針」「持続可能な社会の実現に貢献するための経営方針」については「経営責任者の緒言」に記載している。 | 1 |
| 31 | BI-4-1:主要な指標等 の一覧 | P40 (2)記載することが 期待される情報·指 標 | 「特筆」は強調してほめる場合に多く使用される。「~土 壌汚染の発覚等の当年度の特筆すべき取り組みや成 果等」は「特記すべき」に直す | ご指摘の通り修文する。 | 1 |
| 32 | | P40 (3)解説 | 「事業者間で比較する場合は…」の文は、環境報告の作り手ではな〈読み手に対する記述となっているように読め、混乱を招〈おそれがあるので、文脈に沿って文章を整理する。 | とを期待しているので、環境報告書の読み手が事業 | 1 |
| 33 | | P40 情報記載に当たって の留意点 | 「参考資料に表記方法の例を参考までに記載しています」の「参考までに」トル | ご指摘の通り修文する。 | 1 |
| 34 | MP-1-2:環境マネジメ ントシステムの状況 | P47 「(1)記載する情報・ 指標」 | 環境マネジメントシステムの状況として大切なのは、マネジメントシステムの「PDCA」が有効に機能しているかどうかと思われる。整備・運用状況の記載にとどまらず、その評価と評価結果を踏まえた今後の方向性についても記載事項としてはどうか。 | 況」に PDCA サイクル及びシステム運用の評価につ | 1 |
| 35 | MP-3:環境会計情報 | P51 (3)解説 | 「環境会計の公表にあたっては、「環境会計ガイドライン(2005年版)」に示す公表用フォーマットの他、業界によっては事業にあわせた環境会計ガイドラインがあるので、これらを用いることにより、環境会計情報を総括的 | | 1 |

| 番号 | 対象項目 | 対象箇所 | ご意見の概要 | 対応の考え方 | 件数 |
|----|---------------|-------------|--------------------------------|-----------------------------|----|
| | | | に開示することができます。」という記載にして頂きた | | |
| | | | し l₀ | | |
| 36 | MP-4∶環境に配慮した | P52 | 実際の製品・サービス市場、事業会社自ら本業の設備 | 事業者の本業における環境配慮型の設備投資の金 | 1 |
| | 投融資の状況 | 全体 | 投資における環境配慮についての記載を奨励するべき | 額は MP-3(環境会計)に、記載する旨を留意点に記 | |
| | | | である。 | 載する。その具体的な環境配慮の内容や成果等につ | |
| | | | | いては、それぞれ該当する OPI に記載することとして | |
| | | | | いる。 | |
| | | | | なお、環境配慮の製品・サービスについては、MP-12 | |
| | | | | (環境負荷低減に資する製品・サービスの状況)にて | |
| | | | | 記載されることを意図している。 | |
| 37 | | P52 | 投資・融資にあたっての環境配慮の方針、目標、計画、 | 「環境配慮促進法」では、金融機関だけでなく一般の | 1 |
| | | 「(1)記載する情報・ | 取組状況、実績等は「記載する情報・指標」とされてい | 事業者の投融資全般においても環境配慮を求めてい | |
| | | 指標」 | る。金融機関については(案)どおりとすべきであると考 | るため、本ガイドラインでも「記載する項目」とした。 | |
| | | | えるが、それ以外の事業者においては「記載することが | | |
| | | | 期待される情報・指標」が適当と考える。 | | |
| 38 | MP-5:サプライチェー | P54 | 「川上から川下への化学物質有害性情報等の環境情 | ご指摘の通り修文する。 | 1 |
| | ンマネジメント等の状 | (2)記載されることが | 報の伝達方針及び取組状況」を「川上から川下への化 | | |
| | 況 | 期待される情報・指 | 学物質有害性情報や、原材料採取の場所、採取時の | | |
| | | 標での例示 | 環境配慮等の環境情報の伝達方針及び取組状況」へ | | |
| | | | 修文する。 | | |
| 39 | MP-6: グリーン購入・ | P55 | 事業活動に広〈利用される印刷物(広報宣伝用等サイト | | 1 |
| | 調達の状況 | 全体 | にインプットされない商品カタログ、広告宣伝物を含む) | | |
| | | グリーン購入・調達 | を対象として、作成配布量、森林負荷、仕様改善等の | を追加し、外注した印刷物等に関する留意点を加筆 | |
| | | の状況 | 情報提供を明記すべき。 | する。 | |
| 40 | | P55 | 「再生紙等の事務用品、・・・(中略)・・・、再生材を使用 | | 1 |
| | | (2)記載されることが | | | |
| | | 期待される情報・指 | の事務用品、···(中略)···、再生材や FSC 森林認証 | | |
| | | 標 | 材等を使用した材料等の(後略)」に修文する。 | という観点で修文する。 | |
| 41 | | P55 | 再生紙や森林認証紙に加えて「水産物認証製品」を追 | • | 2 |
| | | (3)解説最終文 | 加する。 | 源の持続可能な利用の状況)の「(3)解説」に加筆す | |
| | | | | る。 | |

| 番号 | 対象項目 | 対象箇所 | ご意見の概要 | 対応の考え方 | 件数 |
|----|---------------|-------------|------------------------------|-----------------------------|----|
| | | | | | |
| 42 | MP-9:生物多様性の | P59 | 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用に関 | 本ガイドラインは環境報告のあり方を示すものであ | 1 |
| | 保全と生物資源の持 | 関連認証機関の紹 | する認証機関が多〈存在しているので、【参考資料】に | り、ご指摘のような認証機関の紹介はガイドラインの | |
| | 続可能な利用の状況 | 介 | おいて関連認証機関を紹介する。 | 趣旨には沿わないと考える。 | |
| 43 | | P59 | 「山地、農地、市街地等における遊休地を生物多様性 | ご指摘を踏まえ、(2)「記載することが期待される情 | 1 |
| | | (1)記載する情報・ | の保全のために再自然化した面積」の記載を追加する | 報・指標」に項目を追加する。 | |
| | | 指標 例示の部分 | こと。 | | |
| | | | | | |
| 44 | | P59 | 「ナショナル・トラスト活動団体と協働した生物多様性の | ご指摘を踏まえ、生物多様性の高い土地の買い上 | 1 |
| | | (1)記載する情報・ | 保全のための活動、土地の提供、支援等の実施状況」 | げや寄付等による保全活動について、「(1)記載す | |
| | | 指標 例示の部分 | の記載を追加すること。 | る情報・指標」の項目の一部に加筆する。 | |
| | | DEO | | 見郷の大京と気が大きと | |
| 45 | | P59 | 「記載する情報、指標」で記載すべき内容が不明確。例 | 影響の内容や評価方法は事業者によって異なるた | 1 |
| | | (1)記載する情報・指 | えば、「影響とその評価」の記載を要求するのであれ | め、事業者がその事業特性や事業活動に応じて取組 | |
| | | 標 | ば、その記載内容について、より具体的に(記載が期待 | の状況について記載するべきと考える。 | |
| | | | される情報・指標と同レベルの)例示されたい。 | | 4 |
| 46 | | P59 | 記載する情報・指標については、各事業者や団体の状 | 取り組みやすい分野から始めて、その内容を記載す | 1 |
| | | (1)記載する情報・ | 況に応じて、取り組みやすい分野から取り組み、その内 | | |
| | | 指標 ア | 容を記載することを促す記述を「(3)解説」の中でお願 | 章」に環境報告は可能なところから段階的に取り組む | |
| | | | いしたい。 | ものである旨を解説している。 | |
| 47 | | P60 | 「原材料調達において・・・(中略)・・・自らの購入・調達 | 原材料の調達方針を明確にしていくことは重要と考え | 1 |
| | | 「情報記載にあたっ | の方針を明確にしていくことが期待されます。」という文 | るが、策定・公表については事業者の自主的な判断 | |
| | | ての留意点」 | 中の「明確にしていく」を「策定・公表する」に修文する。 | に委ねている。 | |
| 48 | MP-10:環境コミュニケ | P61 | ステークホルダーからの問い合わせ・対応状況などの | | 1 |
| | ーションの状況 | 情報記載に当たって | 記載、および実施した効果の記載の有無は各団体に任 | | |
| | | の留意点 | せるべきである。具体的には以下の記載にして頂きた | ひとつとして「(2) 記載することが期待される情報・指 | |
| | | | l l₀ | 標」としており、必要に応じて、事業者の判断により記 | |
| | | | 「ステークホルダーからの問い合わせの状況やその対 | 載する項目である。 | |
| | | | 応内容等については、各事業者の特性に応じて個別に | | |
| | | | 判断したうえで、記載することが期待されます。また、環 | | |
| | | | 境コミュニケーションの実績だけでなく、これを実施した | | |

| 番号 | 対象項目 | 対象箇所 | ご意見の概要 | 対応の考え方 | 件数 |
|----|--------------|------------|-------------------------------|-----------------------------|----|
| | | | 効果や、それらをどのように活用しているかについて | | |
| | | | も、各事業者の特性に応じて個別に判断したうえで、記 | | |
| | | | 載することが望まれます。」 | | |
| 49 | MP-12:環境負荷低減 | P64 | 企業の直接排出に関する削減努力だけでなく、企業活 | ご意見として参考にさせていただく。 | 1 |
| | に資する製品・サービ | (2)記載することが | 動そのものを通じたお客さま先(企業というバウンダリ | | |
| | スの状況 | 期待される情報・指 | 外)での削減に焦点を当てることは、企業の製品・サー | | |
| | | 標 | ビスを通じた削減努力をさらに促すこととなり、望ましい | | |
| | | 温室効果ガスの削 | と考える。 | | |
| | | 減に資する製品・サ | | | |
| | | ービスの販売量及び | | | |
| | | 期待される温室効果 | | | |
| | | ガスの削減量 | | | |
| 50 | 3.0PI全体 | P67 | 地域性の高い主要な環境負荷項目(OP-3 水資源、 | ご指摘を踏まえ、地域性の高い環境負荷項目につい | 1 |
| | | | OP-7 大気汚染·騒音·振動·悪臭、OP-8 化学物質、 | ては、第 1 章「(2)環境報告書の活用」の「 公表媒 | |
| | | | OP-10総排水量等)については、「主要事業所の数値を | | |
| | | 減に向けた取組の状 | 示すことが望まれる」と明示するべき。 | 伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況」を | |
| | | 況」を表す情報・指標 | また、全国に工場を有しているような企業に対しては、 | 表す情報・指標(OPI)」の指標一覧の下に注記で加 | |
| | | | 個別事業所の数値の記載(サイトレポート)を推奨して | | |
| | | | ほしい。 | サイトレポートについては、第1章「5.環境報告書の | |
| | | | | 活用にあたっての留意点」の「(2)環境報告書の活 | |
| | | | | 用」に記載している。 | |
| 51 | OP-1∶総エネルギー投 | | エネルギーの有効利用や未利用エネルギーの利用の | ご意見として参考にさせていただく。 | 1 |
| | 入量 | (2)記載されること | | | |
| | | が期待される情報・ | 期待すると明記されたことを高く評価し、是非とも継続し | | |
| | | 指標 | ていただきたいと考える。 | | |
| | | (3)解説 | | | |
| 52 | OP-6:温室効果ガス | | 中堅規模以下の事業所は「温対法」の規制から除外さ | | 1 |
| | 排出量 | 情報・指標の算出根 | れることから、温室効果ガス排出量削減への自己努力 | の()の次に()として「温室効果ガスの削減量につ | |
| | | 拠 | さらにデータの把握の促進に対する本ガイドラインの役 | | |
| | | | 割は大きい。また、「温対法」により提出されるデータと | | |
| | | | の互換性・利用性の観点からもガイドラインによる算出 | ることが必要です。」と加筆する。 | |

| 番号 | 対象項目 | 対象箇所 | ご意見の概要 | 対応の考え方 | 件数 |
|----|------|--|---|--|----|
| | | | 法の統一は有用と考える。算出根拠となる情報の記載 を求めることがガイドラインとしては望ましいと考える。 | | |
| 53 | | P77 (2)記載することが期 待される情報·指標 | 温室効果ガスの総排出量については、「海外分を含めているか否か、および当該国で定められた排出係数を使用した場合はその排出係数」を「記載することが期待される情報・指標」に加えるべきである。 | ご指摘を踏まえ、OP-6「(1) 記載する情報・指標」の「イ」の末尾に「(国内・海外別の内訳)」と加筆する。なお、「当該国で定められた排出係数を使用した場合は、その排出係数」については、「参考資料」の「1. 【BI-4-1:主要な指標等の一覧(掲載する際の例)】」で、温室効果ガス排出量に国内・海外を分けるよう例示している。 | 1 |
| 54 | | P77 (2)記載することが 期待される情報·指標 京都メカニズムを活用している場合に は、その内容、削減量(クレジット量) | 京都議定書の遵守目的に利用可能なクレジットだけでなく、第三者が認証したクレジット(VER)によるオフセットも記載できるようにしていただきたい。 具体的には以下の記載にして頂きたい。 「京都メカニズムを活用している場合、あるいは第三者が認証したクレジット(VER)がある場合には、その内容、削減量(クレジット量)」 | ガイドラインは記載内容を制限するものではないので、ガイドラインに示した項目以外の項目についても、事業者の創意工夫によりに、積極的に記載することを期待している。VERについても、ステークホルダーにとっての重要性等を勘案し、事業者の判断で記載を判断するものと考える。 | 1 |
| 55 | | P77 (2)記載することが 期待される情報・指 標 購入電力の排出係 数の推移・見通し | 「購入電力の排出係数の推移・見通し」を記載することによって、購入電力の切替前と切替後の排出係数の差から算出した排出量の差が、削減効果であるかのような誤解を与える可能性があるため、「購入電力の排出係数の推移・見通し」を削除する。 | ことも削減努力の一つであり、それを開示ことは有益 | 1 |
| 56 | | P78 【指標算定にあたっ ての留意点】 (iii) | 温室効果ガスの低減対策評価方法として、対策により 影響を受ける電源の係数を使用する方法が示されたことは、理にかなった評価方法であり、この方法を支持する。 | ご意見として参考にさせていただく。 | 31 |
| 57 | | P78 【指標算定にあたっ ての留意点】 (iii) | (1)温室効果ガス削減対策の効果の算定方法として、 「例えば、・・・当該電源の排出係数を電気の削減量に 乗じて算出する方法等があります。」の部分を「基本的 | 「電源種別の排出係数で算出する」ということは、OP-6「【指標算定にあたっての留意点】()」に含まれている。 | 1 |

| 番号 | 対象項目 | 対象箇所 | ご意見の概要 | 対応の考え方 | 件数 |
|-----|-------------|--------------|------------------------------|----------------------------|----|
| | | | に対策によって影響を受ける電源種別の排出係数で算 | 各電力会社別の実績ならびに全国平均値の公表に | |
| | | | 出すべきである」とし、全電源平均係数と併せて火力平 | ついては、ガイドラインの趣旨と異なる。 | |
| | | | 均係数の各電力会社別実績値並びに全国平均値を公 | | |
| | | | 表し、正確な算定に資する体制を確立すべきである。 | | |
| | | | また、参考資料(案)の 26P に中央環境審議会地球環 | | |
| | | | 境部会の「目標達成シナリオ小委員会」の中間取りまと | | |
| | | | めの全電源平均と火力平均の排出係数が記載されて | | |
| | | | いるが、火力平均係数については公表されていないの | | |
| | | | が実情である。火力平均係数の標準値の記載と各電力 | | |
| | | | 会社の数値の公表を求めることを記述すべきである。 | | |
| 58 | | P78 | 京都メカニズムによる削減量(クレジット)は、直接の排 | ご指摘を踏まえ、参考資料の【Q&A】を修文する。 | 1 |
| | | (3)解説 【指標算 | 出抑制とは異なるため、別途把握するのは当然である | | |
| | | 定に当たっての留意 | と考える。一方で、参考資料 14 ページ「3.【Q&A】 | | |
| | | 点】 | OP-6」の答では「クレジットを引き当てて相殺する」とい | | |
| | | (vii)京都メカニズム | う記述がある。「クレジットを引き当てて相殺」とは、クレ | | |
| | | を活用した二酸化炭 | ジットを日本(政府)や他企業の国別登録簿等に移転し | | |
| | | 素排出削減量につ | た際に適用されることなのか、定義が不明確であり、ま | | |
| | | いては、事業者の直 | た、登録簿の移転を伴わない場合の「相殺」は、不適切 | | |
| | | 接の排出抑制ではな | であると考える。 | | |
| | | いことから、別途把 | | | |
| | | 握することとします。 | | | |
| 59 | 4.EE∷「環境配慮と | | 「ファクター」(同一の財やサービスを得るために必要な | ご指摘を踏まえ、参考資料の「用語解説」の「EEI」の | 1 |
| | 経営との関連状況」を | | 資源やエネルギーの投入を低減するため提唱されてい | 末尾に加筆する。 | |
| | 表す情報・指標 | | る指標)の導入を提言する。数値がシンプルで一般消 | | |
| | | | 費者にも理解容易性が高いと思われ、環境効率や節約 | | |
| | | | の概念の普及、技術力向上への更なる企業努力を後 | | |
| | | | 押しする有力な指標と考える。但し、各業界間における | | |
| | | | 数値標準化に向けた自助努力が求められる。 | | |
| 第4章 | 「社会的取組の状 | 況」を表す情報・ | 指標 | | |
| 番号 | 対象項目 | 対象箇所 | ご意見の概要 | 対応の考え方 | 件数 |
| 60 | 「社会的取組の状況」 | P90 ~ 93 | 経済性・社会性報告のより一層の充実を図る。 | 今後、経済的側面・社会的側面の報告についてもよ | 1 |

| 番号 | 対象項目 | 対象箇所 | ご意見の概要 | 対応の考え方 | 件数 |
|----|----------|----------|-----------------------------|---------------------------|----|
| | を表す情報・指標 | 全体 | | り一層の充実を図っていきたい。 | |
| 61 | | P91 | 「労働安全衛生マネジメントシステム指針への対応」、 | ご指摘の通り修文する。 | 1 |
| | | 労働安全衛生に | 「労働安全衛生委員会の議事内容と従業員への周知」 | | |
| | | 関する情報・指標 | を追加する。 | | |
| 62 | | P91 | 雇用に関する情報・指針の | ご指摘の通り修文する。 | 1 |
| | | 労働安全衛生に | ・職場環境改善の取組状況(セクシュアル・ハラスメント | | |
| | | 関する情報・指標 | その他いじめ防止の取組状況及びこれらに関するクレ | | |
| | | | ームの状況、快適職場指針への対応、職場におけるエ | | |
| | | | イズ問題に関するガイドラインへの対応、事業主が職場 | | |
| | | | における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理 | | |
| | | | 上配慮すべき事項についての指針への対応)から、「快 | | |
| | | | 適職場指針への対応」を削除する | | |
| | | | 労働安全衛生に関する情報・指針における | | |
| | | | ・従業員の健康管理に関する方針、取組(危険性・有害 | | |
| | | | 性等の調査等に関する指針への対応、健康診断結果 | | |
| | | | に基づき事業者が講ずべき処置に関する指針への対 | | |
| | | | 応、安全衛生教育の実施状況)に「快適職場指針への | | |
| | | | 対応」を追加する。 | | |
| 63 | | P91 | 職場環境改善の取組状況(セクシュアル・ハラスメン | ご指摘を踏まえ修文する。 | 1 |
| | | 雇用に関する情 | トその他いじめ防止の取組状況及びこれらに関するク | | |
| | | 報·指標 | レームの状況、快適職場指針への対応、職場における | | |
| | | | エイズ問題に関するガイドラインへの対応、事業主が職 | | |
| | | | 場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管 | | |
| | | | 理上配慮すべき事項についての指針への対応)の、セ | | |
| | | | クシュアル・ハラスメントについて、「セクシュアル・ハラ | | |
| | | | スメント防止に関する方針の明確化と周知の状況、苦 | | |
| | | | 情窓口の設置と周知の状況」とする。 | | |
| 64 | | P92 | ・人権に関する方針、計画、取組を「・人権(とりわけ差 | 「人権」に関する問題は必ずしも「差別」に限定されな | 1 |
| | | 人権に関する情 | 別対策)に関する方針、計画、取組」とする。この項目に | いが、ご指摘を踏まえ修文する。 | |
| | | 報·指標 | 「・人権に関する従業員への研修」を追加する。 | | |
| 65 | | P92 | 支援や助成・連携しているNPOやNGO等の組織名と | ご意見を踏まえ追記する。 | 1 |

| 番号 | 対象項目 | 対象箇所 | ご意見の概要 | 対応の考え方 | 件数 |
|----|------|-------------|-----------------------------|------------------------------|----|
| | | 地域及び社会に | その支援などの内容を記載。 | | |
| | | 対する貢献に関する | | | |
| | | 情報·指標 | | | |
| 66 | | P92 | 企業統治(コーポレートガバナンス)は、項目名には加 | ご指摘を踏まえ、項目名の記載の順序を変更し、方 | 1 |
| | | 企業倫理·企業統 | えられてはいるが、実際は具体的にそれについて言及 | 針等の項目に企業統治、コンプライアンスに関する記 | |
| | | 治·コンプライアンス | されている箇所は見当たらない。また、不祥事の発生を | 述を追加する。 | |
| | | 及び公正取引に関 | 防ぐためには、株主による環視・統治の強化は有効で | | |
| | | する情報・指標 | ある。コーポレートガバナンスの体制、およびコンプライ | | |
| | | | アンスの体制についての記述を加える。 | | |
| 67 | | P92 | フェアトレード・CSR 調達の状況についての記述を加え | 「フェアトレード・CSR 調達の状況」については、「 地 | 1 |
| | | 企業倫理·企業統 | వ . | 域及び社会に対する貢献に関する情報・指標」に記 | |
| | | 治·コンプライアンス | 環境貢献への直接的な好影響を生む企業行動として、 | 載しているが、MP-5(サプライチェーンマネジメント等 | |
| | | 及び公正取引に関 | 本ガイドラインの「企業倫理及び公正取引に関する情 | の状況」にも追記する。 | |
| | | する情報・指標 | 報・指標」において強く推奨されるべき項目と考える。 | | |
| | | フェアトレード・CSR | SCM 重視の環境報告を推奨することも一法と思う。これ | | |
| | | 調達 | によって、例えば作成者(大企業)のグリーン調達方針 | | |
| | | | が普及し、技術力ある中小企業が適正価格+長期契約 | | |
| | | | ルールで取引される風潮が広がれば、熟練技能や高品 | | |
| | | | 質が将来にわたり持続し、環境報告書の社会厚生上の | | |
| | | | 貢献度が高まることにも繋がると考える。 | | |
| 68 | | P92 | ・環境関連以外の法律等の違反、行政機関からの指 | ご指摘の通り修文する。 | 1 |
| | | 企業倫理·企業統 | 導・勧告・命令・処分等の内容及び件数(独占禁止法、 | | |
| | | 治(コーポレートガバ | 景品表示法、下請法、労働基準法、派遣法、公正競争 | | |
| | | ナンス)・コンプライア | 規約、消費生活用製品安全法、PL法等を含む)に「外 | | |
| | | ンス及び公正取引に | 為法」を加える。 | | |
| | | 関する情報・指標 | | | |
| 69 | | P92 | 以下の項目を追加する。 | ご指摘の通り修文する。 | 1 |
| | | | ・ 製品・サービスの設計・製造・販売(提供)・使用・廃 | | |
| | | 護及び製品安全に | 棄の過程を通じて、顧客の安全・衛生を確保する取り組 | | |
| | | 関する情報・指標 | みの方針・措置。 | | |
| | | | ・主要な製品・サービスの安全基準適合性を認証・検 | | |

| 番号 | 対象項目 | 対象箇所 | ご意見の概要 | 対応の考え方 | 件数 |
|----|------|-----------------------------------|--|-------------|----|
| | | | 証する機関又は認証手続きの記載と安全基準適合性の数値目標と達成状況 ・ 顧客への宣伝・販売に関する法令・自主規制基準等を遵守する社内体制 | | |
| 70 | | P93 その他の社会的 項目に関する情報・ 指標 | 以下の項目を追加する。知的財産の尊重、保全 | ご指摘の通り修文する。 | 1 |